

## 1-1. 欠席の届出関係（本会議）

	新	旧 ※本市は現行規定
標準市議会会議規則	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
標準都道府県議会会議規則	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p>
本市議会会議規則		<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p>

1-2. 欠席の届出関係（委員会）

	新	旧 ※本市は現行規定
標準市議会会議規則	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から<u>当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ</u>委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ</u>委員長に欠席届を提出することができる。</p>
標準都道府県議会会議規則	<p>規定なし</p>	<p>規定なし</p>
本市議会会議規則		<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、公務、疾病、<u>出産</u>その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

2. 請願書への押印関係

	新	旧 ※本市は現行規定
標準市議会会議規則	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</u></p> <p><u>5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</u></p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</u></p> <p><u>4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</u></p>
標準都道府県議会会議規則	<p>改正なし</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第88条 請願書には、邦文を用い、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p><u>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p><u>3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</u></p>
本市議会会議規則		<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文(点字による邦文を含む。)を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合には、その所在地及び名称)を記載し、請願者(法人の場合には、代表者)が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</u></p> <p><u>4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</u></p>